## 別府市子ども読書活動応援ボランティアネットワーク会則

令和元年6月29日制定令和2年9月19日改正

(名称)

第1条 この会は次条第1項に定める目的を達成するため設立し、その名称は 別府市子ども読書活動応援ボランティアネットワーク (この会の愛称を「ぶっくる」という。)と称する。

(目的及び事業)

- 第2条 この会は、市内で活動する子どもの読書活動推進に関係する団体・グループが相互に連携を図りながらお互いに学び合い、すべての子どもに、生きる力を育む本との出会いの機会を与えることで、子どもたちの健やかな成長に資することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 交流会、研修会その他会員のステップアップのための事業
  - (2) 会員相互の情報交換に関する事業
  - (3) 必要に応じた他団体との連携及び協力に関する事業
  - (4) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

- 第3条 この会は、前条第1項の目的に賛同する個人又は団体による会員で組織し、会長その他の役員を置く。
- 2 会員の互選により会長1名、副会長2名を定める。
- 3 会員の中から、会長が指名する会計1名、監事1名を置く。
- 4 役員の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長 この会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
  - (3) 会計 この会の会計を処理する。
  - (4) 監事 この会の会計を監査する。
- 5 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(令和2年9月・一部改正)

(会議)

- 第4条 この会の会議(以下「会議」という。)は、役員会と総会とする。
- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 3 会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 役員会は、総会前に開催し、総会に提出する議案を審議する。
- 6 総会は、次に掲げるこの会の重要事項を審議する。
  - (1) 会長及び副会長の選出並びに改選に関すること。
  - (2) この会則の制定、改廃に関すること。
  - (3) この会の事業報告及び事業計画に関すること。
  - (4) この会の財産の取得又は処分に関すること。
  - (5) この会の事業実施に関し重要な事項に関すること。

(この会の運営)

- 第5条 補助金、助成金、交付金などの名称のいかんに関わらず、第2条第1項 の目的達成のために交付される金品その他これらに類するもの(以下「補助 金等」という。)のみをもってこの会を運営する。
- 2 当分の間、会員から会費その他の費用は、徴収しない。 (この会の会計年度)
- 第6条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる ものとする。

(事務局)

第7条 当分の間、この会の事務局は、社会教育担当課に置く。 (委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の日前にした補助金等の交付申請は、この会則により申請 されたものとみなす。

附 則(令和2年9月19日一部改正)

この会則は、令和2年9月19日から施行する。